

平成29年度 第5回 横浜市環境影響評価審査会 会議録

日 時	平成29年 9月27日 (水) 10時00分 ～ 12時00分
開催場所	関内中央ビル10階 大会議室
出席委員	奥委員 (会長)、葉山委員 (副会長)、田中稲子委員、津谷委員、中村委員、堀江委員、水野委員、横田委員
欠席委員	岡部委員、押田委員、菊本委員、木下委員、五嶋委員、田中伸治委員、所委員
開催形態	公開 (傍聴者 20人)
議 題	1 中外製薬株式会社 横浜研究拠点プロジェクト 環境影響評価方法書について
決定事項	平成29年度第4回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定する。

議事

1 議題

(1) 中外製薬株式会社 横浜研究拠点プロジェクト 環境影響評価方法書について

ア 諮問

イ 手続について事務局が説明した。

【奥 会 長】 説明会の開催は2回ということですが、場所はどのようになっていますか。

【事 務 局】 第1回目の10月13日の金曜日夜に行われるのは、戸塚区の男女共同参画センター横浜の予定です。第2回目の10月14日の土曜日午後につきましては、戸塚公会堂で行われる予定です。

【奥 会 長】 そうした内容はすべて、周知方法のところに記載されている配布物の中には、記載されているということですね。

【事 務 局】 はい、そのとおりです。

ウ 事業概要について事業者が説明した。

エ 質疑

【奥 会 長】 ただ今の説明について、何か御質問や御意見がありましたらお願いします。

【横田委員】 三点ほど伺います。

配布資料の17 ページ、配慮指針の(1)にあります「生物の生息生育環境の保全や景観機能等の配慮」についてですが、敷地内の工事による波及影響や、いろいろな植栽の再生期、供用後の方針等に対して、工事の影響として生物多様性に対する影響がないという具体的な根拠が何かあった上で選定がされていないということなのではないでしょうか。もしそういったことが確証としてなく、不確実であれば、これは選定項目に入れるべきではないかと思うのですが、そのあたりの検討についてはいかがでしょうか。

二点目は景観に関することです。景観の供用時の影響を予測するというのですが、比較的遠景が中心に見えます。具体的な近隣住民の利用や日常生活を考えますと、近景としての河川軸上の横断部への景観であるとか、西側住宅地側からの近景、あるいは近隣住宅からの視線といったところに対する配慮としての調査項目地点としては不足しているのではないかと思うのですが、そのあたりに対する御意見を聞かせて頂きたいです。

三点目ですが、緑の保全創造において、提供公園を提供されるということで、敷地内での条件としては努力されているのかもしれませんが、開発事業の調整等に関する条例に基づく緑化面積が10%で、今の計画は10%というところの根拠ですが、研究所内に勤められる方々への環境的な配慮であったり、暑熱環境への配慮であったり、防災上のスペースであったり、そういった視点から考えた時の緑化面積の正当性、妥当性に対する考え方についてお聞かせ頂きます。

【事業者】

一点目の生物の項目選定についてですが、方法書の129ページにも記載させて頂いています。現況としましてはこれまで工場として稼働していた所で、そういった工場跡地という既に人工的な改変を受けた場所と考えております。工事の規模としては大きいものと考えておりますが、市街地で行われている他の工事と同等のものと考えています。工事によってはもちろん、周辺住民等を含めて配慮していきたいと思っています。例えば、河川等の工事がありますが、そちらにおいてもできるだけ生物などへの影響が極力低減できるような措置を考えてまいりたいと思っています。したがって、影響としては、著しい影響を及ぼさないと考えていますので、項目は選定していないという考えです。

二点目の景観の視点場の位置について、実際に現地を歩いた感覚といたしましては、なかなか住宅が密集しているところもあって、見えるところが限られるということが一点あります。景観のフォトモンタージュを作成するにあたって、あまりにも近いと周辺建物との関係性がなかなか分かりにくいというのがあると思っています。したがって、周辺建物との関係性、ボリューム感の状況が分かるようなかたちで、地点設定を考慮していますが、確かに近景といいますか、目の前の見え方に関してはフォトモンタージュというよりは、例えば準備書の段階でイメージパースなどを用意し、併せて御確認できるように検討していきたいと思っています。

三点目についてですが、西側敷地の最も西側に提供公園、それと23m並びに230mぐらいのスペースになる緑道を地域の皆様を含めて開放します。防災の時等もここを活用して頂けるようにすることと、憩いの場として、次の審査会時にはイメージ図を提示できればと思っています。ここを開放するということが緑化面積10%に対してどうかということですが、ここを上手く活用するということが含めて10%ということで、今、考えています。

【横田委員】

一点目ですが、著しい影響を及ぼす恐れがないと考えられることが、理由にならないと思うのです。生態系の観点から考えますと、この立地というのは、かなりオンサイトだけではなくネットワーク的影響といいますか、波及効果としての影響というのが考えられる立地かと思えます。そうした時に、水域に関しては河川の中の流れ、あるいは陸域に関しては鳥の移動、その他陸上生物の移動という観点からすると、なにかしらの結節点のあるような土地なので、それに対する影響がないと言い切れるかどうかという、それは非常に難しいと思うのです。その後の供用段階における環境配慮にもかかることですが、都心部などでは、そういった影響がないと言い切れないということで、配慮項目に加えるということもあると思います。あるいは事後の改善の仕方をきちんと見るという意味で、影響項目に加えるというようなケースもあったかと思

ます。そういう意味では、トータルに考えて環境影響の不確実性を除去するということと、事後の改善を環境配慮に生かせるという意味では是非、選定を検討頂ければと申し上げます。

二点目の景観に関しまして、近景、特に気になるのは境界部のもたせかた、しつらえですが、これは景観だけでなく、生物であるとか人の活動にも関係することですが、敷地形状としての影響だけではなくて、周辺部、境界部の景観影響、これに関することも配慮の項目に加えてほしいと思います。これは都心部でいいますとファサードなどが人の活動に与える影響のことも、フォトモンタージュだけでなくCGなども含めてこれまで検討された例もございますので、そういった近景については少し工夫をして、設計上の配慮がきちんと見えるようにして頂くことが大事だと思います。是非、河川沿いからの景観、周辺市街地からの眺め、そういったところに具体性を持たせた評価をして頂ければと思います。

三点目は提供公園と緑道部ですが、これは従業員の方も使えるというお考えなのですか。

【事業者】 真ん中に研究棟をつなぐスパインといいますか廊下がありまして、この屋上緑化も積極的に推進していく予定です。研究員はこの屋上ですとか、この緑道で休憩をするといった活動ができるかなと考えています。

【横田委員】 緑化計画のイメージとして、河川沿いの桜並木の連続性の確保というものもありましたけれど、この図の中で例えば西側敷地の中にそういった緑地がここでは含まれていなかったの、そういった景観上に配慮した緑地のカウントであるとか、より人に近い所の緑も評価の対象に加えて、従業員ですとか周辺利用者に近接した緑も積極的にカウントに加えて頂けるような、拡充といいますか、御検討頂ければ幸いです。

【奥会長】 ただいま頂いた三点の御意見、御指摘は、より良いアセスをしていくための、そしてまた研究拠点のアセスとして、ある意味モデルケースになるような、そういったことにつながる御指摘だと思いますので、是非、積極的に御検討頂ければと思います。

【葉山副会長】 横田委員からの御指摘の最初の項目に関連して、基本的方針、緑化方針の中で生物多様性に配慮したという考え方でおられるのだとすれば、この地域の生物、生態系に対して、ここからどういった貢献ができるのかということは検討するベースとして必要なわけです。とすると、そのあたりの情報を踏まえて内容を考えて頂かないといけないということで、当然、項目として生態系及び動植物の項目が選定されてしかるべきかと思えます。

それから、今後の計画でどうなるか分からないのですが、将来用地が残されるので、どのような形で残されるか、その形状に対応して生き物の生息空間として、短い時間かもしれないけど機能するかもしれないので、そういうことも考えると最初に申し上げたようなことが必要なのかなと思います。

【事業者】 一点だけ御説明させて頂きまして、東側敷地の将来用地に関しては、近隣住民の方々へ、埃が舞ってしまうとの影響が懸念されますので、出来るだけ今回の工事にあたっては、防塵措置ということでアスファルト舗装等をさせて頂くといった計画を考えています。

【中村委員】 一点教えて頂きたいのですが、土壌汚染があって、それは現所有者が

土を入れ替えるという話であったのですが、地下水が汚れているというふうに方法書の 86 ページにも書いてあります。ちょうど事業予定地のところで汚れている地下水が柏尾川に注いでいる等の影響がないか、また、土壌を入れ替えても地下水汚染が回復するまでには相当な期間がかかると思うのですが、そのあたりのお考えを聞かせて頂きたいです。

【事業者】 一つ目の河川へ流れているかどうかですが、本事業者としては分からないことを御理解頂きたいと思っています。基本的には現土地所有者によって、把握、確認されているというところ です。

二点目の地下水の継続的な汚染についてですが、今、現土地所有者から聞いておりますのは、この地で地下水汚染があるなかで、横浜市と協議の上、継続的にモニタリング等を行うということを知っています。それでモニタリングの結果、汚染が確認されなくなった、基準超過でなくなった場合には、指定解除となるかと考えおります。

【中村委員】 方法書 82 ページのところには、柏尾川の一般項目について記載があるのですが、ここでは、いわゆるジクロロエタン等の有機塩素化合物が検出されているというデータはないのでしょうか。もし環境基準点、あるいは横浜市がそこをモニタリングしていれば、有害物質として定期的に測られていると思いますので、方法書の 82 ページに、物質が検出されていないかどうかのデータを入れて頂きたいと思います。

【事業者】 方法書では 82 ページのとおりであります。改めて健康項目も含めて確認したいと思います。

【奥会長】 それは、お願いします。

【田中稲子委員】 先ほどの横田委員の景観の近景からの評価にかかっているので、教えて頂きたいのですが、本日の資料の 8 ページ目の「事業の計画内容」で、建築物の高さが約 31m とあるのですが、階数は地上 6 階なので、研究棟の方は階高がある程度生じるかと思うのですが、断面図を見ても約 31m の根拠といいますか、どこからの高さで設定されているのかを確認したいのが一点です。

もう一点が地球温暖化対策の件で、方法書の 20 ページに西側敷地の建物は CASBEE 横浜の A ランク以上を目指すところなのですが、東側敷地の建物は B プラスと設定していて、同じ研究棟にもかかわらず、ちょっと低いランクを設定している根拠、理由を教えてくださいたいと思います。

【事業者】 一点目の 31m は最大の高さでございます。研究棟は研究施設 4 フロア並びに 5 階に機械室を設けています。クリーンルーム等々がありますので、階高として必要だということで 5 階建で 31m、これは敷地地面からの高さになります。もう一つ居室棟という研究者が入る事務エリアがありまして、階高が研究棟ほど必要ありませんので 6 階建で、約 1,000 名の研究者が入る施設をここに建設させて頂きたいということです。

【田中稲子委員】 かなり天井高があるということですか。

【事業者】 はい、天井高とクリーンルーム用のダクトですとか天井の中にいろいろな設備を配置しますので、どうしてもこの高さが必要になってくるということでございます。

【田中稲子委員】 31m ということで、敷地の西側に集合住宅が並んでいたかと思うのですが、そこは中層だったと思うので、景観としてはかなり印象が変わると思います。日照はある程度離れているので大丈夫だと思うのですが、先ほど近景をパースで表現されるということだったので、出来るだけ住

民の方に誤解がないよう、表現されるといいかと思えます。

【事業者】

10月13、14日でこの方法書の説明会が設定されています。その時にこの西側の住宅の方から、ここがどう見えるかというものを今、準備中です。次回の審査会の時には、そのパース並びに先ほどの緑道のイメージもお示しして皆様に審議して頂ければと考えています。いろいろな配慮をしております、目線が合わないようにするとか、ガラス張りにしない、ガラスはもちろん必要ですが縦基調にしてあまり威圧感を持たせないようにするとか、住宅側の対面のところは高さを26mに抑えるとか、いろいろなことを考えています。やはり住民の皆さんに御理解頂かなくてはならないところですので、丁寧な説明をしていきたいと考えております。

CASBEEについてですが、前回の時も西側も含めて、もう少し高い目標を掲げなさいと御指摘を受けておりますので、これについては目標としてはもっと高くしようとしています。しかし西側と東側が違うのは、東側は一つに、全体の敷地の中で建築面積が少ないということもあって、外構緑化指数などのポイントが全然取れないというようなことから、若干目標を低くしています。そうしないと、将来用地等を全部緑化しないといけないなど、そのあたりを含めてポイントを取るところがこの敷地面積に対してはなかなか厳しいということがありまして、西側と比べて低く設定させて頂いています。ただし、これから設計内容が進みますと、建物の性能、例えば断熱をきちんとするとか、そういうところについては当然、配慮していく予定でございますので、なるべく高くCASBEEを目指したいと考えております。

【田中稲子委員】

はい、分かりました。ポイントで、止むを得ずというのは当然あると思いますので、先ほどの回答にありましたように、やはり建物自身の省エネルギー性に関わるところのCO₂をいかに抑えるかということも、かなり大事ですので、そこできちんと担保されていければよろしいかと思えました。

【奥会長】

先ほどの31mの高さについてですが、現地視察の際に伺った時には、西側の近隣住宅もほぼ同等の高さで、その高さを超えることにはならないという説明でしたが、そのとおりでしょうか。

【事業者】

近隣のマンションは、一部は30mの高さですが、20mが建築制限上決められている高さでございます。私どもの敷地では建物の高さ31mというのが法律に定められた高さの上限でございます。ただし、柏尾川の水害等を考慮して、研究棟の部分だけは盛土をしたいと思っています。2mほど上げますので、こちらの景観からいうと、多少こちらの建物が高くなるのでそれを配慮しまして、マンションの方から私どもの研究棟まで50m以上の離隔を取るよう、検討を進めているところです。

【津谷委員】

景観に関して、横田委員の意見と重なるかもしれませんが、橋の付け替えがあるということで、柏尾川沿いに歩行できる道が通っていて、そこから見る景観が相当変わる気がします。例えば柏尾川沿いの従来のひさご橋があったあたり、ここで橋の付け替えがあるようなので、この近くから橋が目に入る範囲で、視点を設定してどのように変わるか、フォトモンタージュを作成して頂ければと思います。東側緑地の南側部分で、桜並木が連続するように配置とあったかと思うのですが、柏尾川沿いから見たこのあたりの景観を、動力橋が撤去されることを含めて、ど

のように変わるのか、視点設定して頂ければと思います。

【事業者】

先ほど御説明した内容に似た回答になるのですが、一点目の橋のことに關しては、例えば河川沿いになりますが、建物正面となりまして、壁面が割と近くなってしまうので、なかなか全体像がつかめないかと思っています。そういった意味で川を意識したようなイメージパースのアンクル等をCGで再現するなど、併せてイメージを御確認できるようなかたちで、準備を進めていきたいと思っています。

桜並木の景観についても、今後詳細を検討していきたいと思っています。

【水野委員】

工事中の大気質の件で伺います。本日の資料 37 ページの建設機械の予測地点が「最大着地濃度の出現する地点を含む範囲」ということですが、建設機械は地上を動いているものですよね。だいたい高さにして数メートルの排出源高さで、工事現場の周囲には3mぐらいのフェンスがあり、その中で稼働している建設機械からの予測をしようとすれば、おそらくフェンスの近くで最大値になって、どんどん減っていくことが想像されます。多分これは次に出ている供用時と同じ書き方で書いてあるのだと思います。供用時は先ほどの31mの高さの排出源から出ることから、そのようになると思うのですが、ちょっと建設機械の扱いは違うのではないかと思います。ですから、できればフェンスに近いところから100mか200mやれば十分ではないかと思います。

もう一つ大気拡散式で、年平均値及び大気安定度Dにおける1時間値とありますが、年平均値を出すということは、工事期間がかなり長いことを想定しているのですか。つまり予想期間が「影響が最大となる期間」とありますが、数か月とか1年とかそういう長い期間でやるということでもいいのですか。

それから、1時間値で16風向とありますが、16風向でやる意味がよく分かりません。風速をどうするのか、これは細かいことですからこれから決めるのでしょうか、ここに書いてないことのほうが、大事かと思います。

【事業者】

まず一つ目の建設機械の予測の範囲、地域についてですが、御指摘のとおり建設機械の大気汚染の拡散としましては、比較的計画地に近いところで最大着地濃度、例えば敷地境界近くで出てくると想定しています。ただ、濃度のコンターの精度を記載する際に、分布を何メートルで切り分けるのがいいか、予測結果を踏まえてということがあると思いますので、表現としては最大着地濃度地点を含むとしています。実際は影響濃度としては、かなり遠く離れたところとは考えていませんが、今の考え方として、示させて頂きました。

もう一つの年平均値の期間ということだと思いますが、こちらに関しては工事期間としては、3年程度を計画しています。それを踏まえましてピークの1年間での予測を考えています。当然ながら、気象の状況の条件として、1年間の風向・風速等を考慮して予測をしていきたいと考えています。

あとは、1時間値の16方位に関しては、本件以外の他事例等を確認している中で、1時間値の16風向をやっている部分もありまして、丁寧に御説明する上では、1時間値での風向の予測をすることがよろしいかと考え、設定させて頂きました。

【田中稲子委員】

今日の資料の23ページで工事中の騒音・振動の評価項目の選定のこと

について、地下の掘削とか建物の建設中の騒音・振動というのも、交通量が多くなるという観点で必要ではないか、掘削工事自体も振動が発生すると思います。工事用車両が集合住宅の前を移動することを考えると選定の方がいいのではないかと思ったのですが、非選定の理由を教えてください。

【事業者】

騒音・振動の地下掘削・盛土のところかと思いますが、直接的な影響としては、計画地内で建設機械が動いた時の騒音と振動の影響で、もちろん工事の近因としては地下の掘削にあたって、例えばバックホウが動いていたり、盛土するという作業はありますが、直接的な要因として黒丸で選定させて頂いたということです。工事の行為の近因としては地下掘削・盛土等があり、関連としてはありますので、基本的には、今後、準備書の中で、積み上げた工程表を基に建設機械の台数等を考慮した上で騒音・振動の予測を評価していくこととなります。

【田中稲子委員】

建設機械の稼働に含まれるということですね。

【事業者】

はい。

【奥会長】

三点ほど伺います。

まず、本日の資料 31 ページの「廃棄物及び建設発生土に関する主な調査内容」の調査方法のところに、「横浜市における既存資料を収集・整理する」と書いてあるのですが、横浜市に限定しないといけないのでしょうか。類似の、もしくは同程度の規模の事業に伴う廃棄物等の発生状況の調査ということでしたら、特に横浜市におけるという限定なしに、広く当たってもらうのが良いのではないかと思います。

二点目は、安全について、本日の資料 56 ページの「過去の被災の状況」ということで、調査方法に「既存資料の収集・整理」、方法書の方には、類似施設等における被災の事例について収集・整理されることになっています。類似施設というのが、御自身の施設を含むのか分かりませんが、安全対策は中外製薬株式会社としても、既に火災・爆発、有害物漏洩等を想定された対策を講じられているところだと思います。これまでのそういった想定と事故の発生時の対応がどうだったのか、十分だったのか、という御経験をしっかりと検証されるということも含めて、ここでは情報として整理して頂きたいと思います。

三点目は、本日の資料の 61 ページで歩行者・自転車交通量調査地点が地図に落とされています。計画地の西側敷地のすぐ南側に病院があります。多分、病院に行く方たちもこの計画地の横を通って、いわゆる通り道としてすぐそばを使われるのではないかと思います。その場合の歩行者・自転車の交通量というものも 61 ページの地図に落としこまれている地点ですべてを把握、捕捉できると、考えてよろしいでしょうか。これはおそらく、主に戸塚駅からの人の流れを考えていらっしゃると思いますが、これですべてと考えるとよろしいのでしょうか。特に一番西側の建物の西側、先ほどの緑道を整備されるところですが、そこを通る方が、かなりいるのではないかと、現地視察でみた印象では思うのですが、そういった点はいかがでしょう。

【事業者】

一点目の廃棄物について、横浜市内の廃棄物を調査する計画とさせて頂いております。近傍のところということで横浜市内の状況を確認しようと思わせて頂いております。準備書を作成するにあたっては、今後は横浜市だけでなく例えば神奈川県という考え方もあるかと思っておりますので、

それを含めて検討していきたいと思えます。

安全に対する類似施設の調査につきましては、前向きに今までの中外製薬株式会社の研究の中での事故やトラブルを整理して、お示しできるようにします。それと今回の研究を行う上で、通常ではあり得ないのですが、いろいろな漏洩についても、それを起こさないような安全対策についても準備書までには整理して、様々な安全対策を示していきたいと考えています。

三点目の歩行者の調査地点についてですが、本日の資料 12 ページは今回の研究所に出入りする施設関係者の主な歩行ルートを示した図です。まず西側敷地への駅方面からのルートでは、戸塚駅から赤線で示しています南北方向のルートによって北側の出入口へ、というのがメインの出入口になります。また国道 1 号にバス停がありますので、状況によってはこちらからの出入りが想定されますので、青線でのルート設定をしているところです。南側にも人の出入りができるような門を作る予定がありますが、メインとしてはあくまで北側ということ想定しています。そうすると例えば、戸塚駅から計画地南側の病院に行く方がいましたら、この西側の道路というのはメインの通行にはならないということ想定していますが、ただ赤線の三本の一番西側の、ちょうど小学校のある前で測定地点を設けています。あと川沿いの両側のあたりの地点のルートも想定して 2 か所ほど地点設定してしまして、そちらの方で確認できると考えています。

【奥会長】 本日の資料 61 ページですが、交通量調査地点はこれで十分なのでしょうか。

【事業者】 はい、そのように考えています。

【奥会長】 実際に、どの程度どこが使われているかを把握するための調査ですよな。

【事業者】 はい、そのとおりです。方法書の 154 ページも併せて見て頂くと分かりやすいと思えます。本日の資料では、歩行者ルートと調査地点を重ね合わせはしていませんが、方法書の 154 ページの方には、今、御説明しました歩行者ルート、それと歩行者の調査地点についての位置を示しています。基本的には北側の出入口からの出入りということ想定してしまして、主に通行する地点で設定をさせて頂いています。したがって、西側の道路を通行する方はメインではないということ地点の設定はしていないということです。

【奥会長】 方法書 154 ページは計画地の中に入る人の流れのみを想定しているということですね。

【事業者】 はい、西側についてはゼロではないと思えますが、基本的には人通りとしては研究所に出入りする方々が西側道路沿いを歩くということは、量としては多くはないと考えています。

今の説明は西側の道路を研究所の職員はほとんど歩かないので、現在の西側道路は非常に狭くて歩きにくいのですが、病院へ行く人の数に研究所員の影響はないということで、そこは調査地点で設定しなかったということです。緑道を散歩に行くことはあるかもしれませんが、ここを研究所員が通常の通勤ルートとして設定していないので、病院の方に影響がないということで、選定しなかったということございます。

【奥会長】 歩行者、自転車というのは、従業員のみを想定しているということ

すね。

【事業者】 はい。基本的には現況調査の結果をベースの交通量といたしまして、それにこの研究所に出入する人・自転車の量を上乘せして、その増加によつての影響というのを確認するというかたちで考えています。

【奥会長】 はい、考え方は分かりました。現況調査ということなので、実際にこの道路がどの程度使われているかを把握されたうえで、それをベースにして今後の対策が練られ、必要なことを考える、というのが考え方としては通常なのかと思います。ここで示されているのは、従業員のみを想定したものだと、確かにそれでいいのか、十分なのか、それも含めてまたお考え頂ければと思います。私も、これでいいのか、悪いのか、今の時点では判断ができないところです。地域社会に関わる項目として位置付けられているので、今現在の状況というのを従業員に限らず、まずはしっかりと把握するということがベースなのかなということ指摘させて頂きました。御検討頂ければと思います。

他に御質問や御意見はありませんか。

それでは、事業者の方は御苦勞様でした。退場してください。

才 審議

【奥会長】 それでは審議に入ります。御意見、御質問はありますでしょうか。特に無いようですので、事務局から内容の確認をお願いします。

【事務局】 葉山副会長と横田委員から、生物多様性に関して、生態系や動物・植物が項目選定されていないことについて、影響がないという確証が得られていないものや不確実性のあるものは項目選定すべきではないかとの御意見がありました。また、景観に関して、近景として橋や建物への視点も必要ではないかとの御意見がありました。これについては、事業者から、方法書説明会までに、近景の部分については、建物の外観などの資料が出来上がるので、次回の審査会で説明したいとのことでした。

横田委員から、緑の保全創造に関して、保全だけでなく、防災等の観点や従業員が使える憩いの場所を含めて、緑地計画が妥当かどうか検討して頂きたいとの御意見がありました。これについては、事業者から、西側敷地の西側には憩いの場とともに防災時の活用もあるとの回答がありました。

葉山副会長から、東側の将来予定地について、生物の生息空間としての機能を考えて項目選定が必要なのではないかとの御意見がありました。これに対し、事業者から、当面は防塵措置としてアスファルト舗装を行うと回答がありました。

中村委員から、土壌汚染について、特に地下水に関する御質問がありました。確認事項として、VOCなどの健康項目について、柏尾川での調査データを整理して審査会で事業者から説明を受けることになりました。

田中稲子委員から、建物高さ31mの根拠に関して御質問がありました。事業者から、配管等を敷設するための階があり、階高が必要なため、31mとなるという説明がありました。また、地球温暖化に関して、CASBEEの目標が東側敷地でBプラスとするのはなぜかとの御質問がありました。事業者からは、東側敷地に対する建物面積が少なく、高いランクを目指すことが難しいとの回答がありましたが、計画が進むにつれて省エネ対策を採用することにより排出量を抑えることで対応したいとのことでした。

津谷委員から、景観に関して、橋の架け替えに伴い、柏尾川沿いから見た近景が変わるのではないかとの御意見がありました。近景については、事業者から次回の審査会で資料が提出される見込みですので、それを確認して頂き、更に御意見を頂ければと思います。

水野委員から、大気質について、工事中の建設機器の影響に関する予測手法の記載で、「最大着地濃度の地点を含む範囲」という表現で正しいのかという御意見と、1時間値の予測値を16方向で行う意味と工事期間は長いのかという御質問がありました。事業者から、工事中は敷地をフェンスで囲うので最大着地濃度地点の予測結果は敷地境界近くになると思われるが、表現としては記載の通りとしたとの説明がありました。また、工事期間は3年程度であり、ピークとなる1年間で気象を考慮して予測を行うとの説明がありました。

田中稲子委員から、工事中の騒音・振動に関して、地下の掘削や建物の建設による要因についても評価の対象に含まれるのではないかとの御質問がありました。事業者から、直接的には建設機械の稼働として、掘削の騒音や振動など、建物の建設に伴うものも含まれるという説明がありました。

奥会長から、廃棄物の既存資料調査について、横浜市のものだけでなく、他都市のものも含めて検討するべきではないかとの御意見がありました。事業者からは、準備書の作成までに検討したいと回答がありました。また、安全の項目の既存資料調査について、自社の事例の検証も整理して踏まえて頂きたいとの御意見がありました。これについても、事業者から、準備書の作成までに検討して、示していきたいと回答がありました。最後に、地域社会に関して、西側計画地の南側近傍の病院を訪れる人も含めて把握しているのかという御質問があり、事業者から、歩行者については研究所の関係者を想定しているの、その視点から調査地点を選定していると回答がありました。この説明については事業者を確認した方がよろしいでしょうか。

【奥会長】

はい。

【事務局】

承知しました。詳しい説明をするよう事業者に伝えます。以上でございます。

【奥会長】

ありがとうございました。委員の皆様、よろしいでしょうか。

【水野委員】

先ほど私が質問した件ですが、事業者はおそらく中身は理解されていると思うのですが、方法書だから漠とした表現でもいいのかとは思っているのですが、どこまで細かく書いたほうがいいのでしょうか。

【事務局】

説明を追加した方がいい部分があれば事業者に申し伝えますが、いかがでしょうか。

【水野委員】

事業者はおそらく理解されていると思いますが、書き方があの表現でいいのか。他事例も同じ表現なのでしょうし、細かいことを書く必要もないと思いますので、これでいいかなと思います。

一方、安全の項目で確認します。通常の業務での安全性をどう考えるかということもありますが、大きな地震がこれから30年以内に関東で起こると思われれます。この様な大きな災害が起こった時の研究所の中の有害物質などについて、アセスの対象として考えるべきなのか、又は別の問題として扱うべきなのか、安全の項目で気にかかりましたが、どうでしょうか。

【事務局】

想定される地震や津波などについては、事業者は、耐震性を持った施設

を計画する等としています。具体的には、アセスでも事業者が予測できる範囲での対応を記載すると考えています。

なお、環境影響評価制度では、環境影響評価法の場合、災害時や非常時の安全は項目として入っていません。横浜市の条例の場合は、安全という項目を設けていますが、事故が起こった時の影響の予測については、対象事業実施区域の中についての予測をするよう技術指針で規定していますので、災害が起こった時に、敷地内でどのような対策が取られるかということを示して頂き、評価するというのが一般的です。

【奥会長】 一点目については、もう少し詳細に説明して頂けないか、事業者と相談してください。

【事務局】 承知しました。

【葉山副会長】 将来用地について、アスファルト舗装をするとの回答でしたが、アスファルト舗装しても一部の生物の生息空間になり得る可能性があります。既にお話していますが、配慮書の現地視察でコチドリを確認しています。コチドリは、アスファルト舗装の空間で繁殖する可能性があります。そうすると、どういう形でアスファルト舗装するのかという課題が出てくるのではないかと思います。よろしく願いいたします。

【事務局】 承知しました。事業者に伝え、説明するようにいたします。

【中村委員】 安全のことですが、方法書135ページで、有害物漏洩を選定しており、その理由で薬品等とありますが、この「等」には、いわゆる実験動物などは含まれているのでしょうか。この研究所では実験動物を扱うので、どのように扱われているのか、確認したいです。

【事務局】 配慮書のときにも説明がありましたが、地震等の際には、シャッターが閉まるようになっており、逃走しないように対策を取っているとされています。それ以外の対策ということでしょうか。

【奥会長】 方法書から読み取れないということでしょうか。

【中村委員】 そうです。方法書135ページでは、供用時の有害物漏洩の選定理由として、薬品等を使用することからと記載がありますが、この「等」に実験動物が入るのか確認したいということです。

【事務局】 承知しました。次回、事業者から説明してもらいます。

【田中稲子委員】 建築物の高さ31mの件ですが、視察したときの説明から変更されているようです。計画段階から図書を作らないといけないということはあると思いますが、今日初めて盛土するという話も出てきました。盛土するのは西側敷地の川沿いとおっしゃっていたと思うのですが、そうすると断面図も変わってくるのではないかと思います。方法書11ページのA-A' 断面です。評価をする段階で、どこまで計画が固まっているのか分かりませんが、そのあたりは事務局でフォローして頂き、変更に応じて、影響が変わってきそうなものは指導して頂きたいと思います。

【事務局】 確認になりますが、方法書11ページの断面図ですと、やや盛土されているようにも見えますが、このあたりを詳しく説明して頂くということでしょうか。

【田中稲子委員】 いえ、方法書の記載を変更してほしいということではありません。視察の段階では、景観の問題はないという説明を受けていたと思います。実際、高さ31mに対し、西側敷地の西側にある集合住宅はそれほど高い建物ではなかったもので、視察のときの印象とだいぶ違ってくると思います。今日の回答であった、パースで示すということでは十分だと思いますが、今後

も変更があり得るのかと考えると、その対応については、事務局の方で指導して頂きたいと思います。確認ですが、用途地域が住宅側と工場側で違うという話があったと思いますが、工場敷地の高さ制限は31mということですか。それとも、今後、更に積まれる可能性はあるのでしょうか。

【事務局】 聞いている範囲では、今回の事業敷地の高さ制限は31mと聞いています。

【横田委員】 生物多様性の件で、項目選定について、方法書段階では、地域特性の把握をした上で、それを考慮して影響要因を決定するとなっています。地域特性の把握というのが、おそらく最低限のレベルになりやすいと言いますか、地域特性の把握をするのに十分な情報がないが故に、項目選定しなければいけないのではないかということが言えれば、今後も、ベースラインを押さえることからやりましょうということが可能になるのではないのでしょうか。事務局のお考えはどうでしょうか。

【事務局】 方法書段階では、既存資料を収集して把握することになります。例えば、植生などは整っているかと思いますが。

【横田委員】 植生に関しては、環境省の法令を根拠にしているのです、例えば「特定植物群落はない」となりますが、まず、このような場所には当然ないわけです。そのような情報を、地域特性としていいのかということです。

【事務局】 確かに、動物も含めて、個別の地域のデータはあまり整っていないのではないかと思います。現状では、この程度の情報になってしまうということかと思えます。

【横田委員】 それであれば、ベースラインをしっかりと取るという意味も含めて、項目選定を促す指導が必要なのではないのでしょうか。

【事務局】 御意見として承り、伝えたいと思います。

【奥会長】 この案件に限った話ではないと思いますが、そのような方向に進んでいければ、より望ましいのではないかと思います。

他に御意見がなければ、審議はこれで終了します。

資料

- ・平成29年度第4回（平成29年9月12日）審査会の会議録【案】
- ・中外製薬株式会社 横浜研究拠点プロジェクトに係る環境影響評価方法書について（諮問）（写し）事務局資料
- ・中外製薬株式会社 横浜研究拠点プロジェクト 環境影響評価方法書に係る手続について 事務局資料
- ・中外製薬株式会社 横浜研究拠点プロジェクト 環境影響評価方法書の概要 事業者資料